

答申

1 審査会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和4年3月25日3教総第2629号及び同日付3教社第2120号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）並びに令和4年3月25日3教総第2629号-2及び同日付3教社第2120号-2で行った公文書非開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1及び本件決定2を総称して「本件決定」という。）について、次のとおり判断する。

(1) 本件決定1について

本件決定1で実施機関が非開示とした情報のうち、専務理事及び常務理事の現職名は開示すべきである。

その余の情報について、非開示としたことは妥当である。

(2) 本件決定2について

本件決定2は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 開示請求の内容

審査請求人は、実施機関に対して、次のとおり公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 本件請求1

（公財）福岡県教育文化奨学財団（以下「本件法人」という。）の現在の評議員、理事、監事の職業情報。

イ 本件請求2

本件法人の平成25年度の評議員、理事、監事の職業情報。

ウ 本件請求3

本件法人の平成25年度の評議員、理事、監事の職業情報の文書非開示決定通知書について、本件法人に問合せをされると思うのでその時の記録。

(2) 審査請求に係る対象公文書等及び開示決定等の状況

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、令和3年6月2日現在の本件法人の役員等名簿である。

また、審査請求に係る対象文書は、平成25年度の本件法人の役員等名簿（以下「本件文書1」という。）及び本件法人が行った本件法人の平成25年度の評議員、理事、監事の職業情報の文書非開示決定について、実施機関が本件法人に問合せした際の記録（以下「本件文書2」という。）である。

ア 公文書部分開示決定の状況

実施機関は、本件請求1について、本件公文書を特定し、本件公文書に記載された公務員以外の役員の現職名について、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号に該当するとして本件決定1を行った。

イ 公文書非開示決定の状況

実施機関は、本件請求2について、本件文書1は、保存年限（5年）の経過により廃棄したとして、また、本件請求3について、本件文書2は、作成も取得もしておらず、存在しないとして、条例第11条第2項の規定に基づき、本件決定2を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和4年2月23日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和4年3月10日付けで、開示決定等期間延長決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、令和4年3月25日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、令和4年4月15日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

オ 実施機関は、令和4年5月30日付けで、福岡県情報公開審査会に対し、諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件は、公人を個人とするもの。どこの財団法人でも役員の職業とかは出ているので、法があるのだと思います。
- (2) 公益財団法人の名簿書類は、設立から永年保存ではないのでしょうか。
- (3) 本件法人には名簿があると思いますので、本件法人から取り寄せることもできると思います。

5 実施機関の説明要旨

(1) 「本件は公人を個人とするもの。」との主張について

「個人情報保護事務の手引（令和4年3月）」（福岡県総務部県民情報広報課作成）によると、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）では、『法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報』を個人情報の定義から除外していない」とあることから、本件法人の役員等の職業情報、即ち対象公文書に記載された現職名も個人情報として取り扱われるべきと解されるため、審査請求人が主張する本件法人の役員等は「公人」であるという点について、否認する。

(2) 「どこの財団法人でも役員等の職業とかは出ているので法があるのだと思います。」との主張について

「どこの財団法人でも役員等の職業とかは出ている」という部分は、具体的な事実の主張ではないため、認否できない。

「法があるのだと思います」という部分は、公益財団法人の職業情報を記載した名簿の公開について規定した法があるのではないかという趣旨であれば次のア及びイから、そのような法令はないため否認する。

ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第21条第2項第2号の規定では、「役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）」を作成することと規定されているのみであること。

イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第5条第3項第2号の規定では、「理事等の氏名、生年月日及び住所を記載した書類」を公益認定申請（変更の場合の届出を含む。）の際に行政庁へ提出することを規定しているのみであり、内閣府がホームページ（公益法人インフォメーション）で示している行政庁へ提出する際の様式においても、「氏名、常勤・非常勤の別、生年月日、住所」を記載することとされているのみであること。

(3) 「公益財団法人の名簿書類は、設立から永年保存ではないのでしょうか。」との主張について

本件法人に関する事務を所管する所属に存在する役員等の職業情報を記載した文書の保存期間は5年であり、事実とは異なるため否認する。

なお、認定法に基づく公益法人の監督事務を所管する所属には、理事等の「氏名、常勤・非常勤の別、生年月日、住所」を記載した文書が存在するが、当該文書の保存期間は永年ではなく、そもそも職業情報の記載がない

ため、今回の開示請求の対象ではない。

(4) 「本件法人にはあると思いますので、本件法人から取り寄せることもできると思います。」との主張について

「取り寄せることもできると思います。」という部分については、条例第2条第2項の規定によると、条例における公文書の範囲は「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」等と定められており、開示することを目的として新たに文書を取得する必要はないため、否認する。

6 審査会の判断

(1) 審査の併合について

令和4年4月15日付けの本件決定1に対する審査請求及び同日付けの本件決定2に対する審査請求は、同一の審査請求人からの同一の実施機関に対する審査請求であって、その内容も同趣旨であったことから、併合して審査を行う。

(2) 本件公文書等の性格及び内容について

ア 公益法人について

公益法人とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人であって、認定法第4条の規定に基づき行政庁から認定を受けた法人をいう。

また、同法第21条第2項第2号の規定により、毎事業年度経過後3箇月以内に役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下同じ。）を作成し、当該書類を5年間その主たる事務所に、その写しを3年間その従たる事務所に備え置かなければならないこととされており、同条第5項の規定により、当該公益法人の社員又は評議員以外の者から役員名簿の請求があった場合は、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、閲覧させることができるとされている。

更に、公益法人は、同法第22条第1項の規定により、毎事業年度の経過後3箇月以内に役員名簿を行政庁に提出しなければならず、同条第2項及び第3項の規定により、行政庁は、当該公益法人の社員又は評議員以外の者から役員名簿の請求があった場合は、個人の住所に係る記載の部分を除外して、閲覧又は謄写させるものとするとしている。

イ 公社等外郭団体に対する指導について

福岡県教育庁副教育長（以下「副教育長」という。）は、福岡県公社等外郭団体の設立及び運営に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第6条

第1項第3号の規定により、公社等外郭団体の役職員の適正配置について状況を把握し、指導を行わなければならないこととされており、要綱第7条第1項第9号の規定により、本件法人が役員を選任又は解任を行おうとする場合には、協議又は報告を求めるものとするとしている。

また、副教育長は、要綱第10条第1項第4号の規定により、公社等外郭団体に対する指導をより適切なものとするために、役員及び職員の状況に関する書類を常に備えつけ、整理しておかななければならないこととされている。

ウ 公社等外郭団体の経営評価について

本県では、公社等外郭団体の運営が適正なものとなるよう外部専門家を含んだ公社等外郭団体経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、経営目標の達成状況の点検及び経営改善のフォローアップを行うこととしている。

なお、委員会が実施した公社等外郭団体の経営評価の結果については、県ホームページへの掲載により、毎年度公表している。

エ 公社等外郭団体における情報公開制度について

公社等外郭団体は、条例第37条第1項の規定により、保有する情報の公開に努めるものとしている。また、実施機関は、同条第2項の規定により、公社等外郭団体に対し、その保有する情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとしている。

本件法人においても、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）において文書開示申出及び情報提供の推進等について必要な事項を定めている。

オ 本件法人の性格について

本件法人は、勤勉意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対する奨学事業及び教育文化に関する普及振興事業等を行うことにより、知性豊かで創造性に満ち、社会に貢献し得る人材の育成及び教育文化の向上発展に寄与することを目的として設立された公益財団法人である。

また、本件法人は、県の出資金、出捐金の割合が基本財産等の50パーセント以上であり、県が補助金や委託費などの財政支出等を行っている団体であることから、県の公社等外郭団体として、県から事業運営や役職員の適正配置等に関する指導を受けることとされている。

(3) 文書の保存期間について

福岡県教育庁文書管理規程（平成16年福岡県教育委員会教育長訓令第1号。以下「文書管理規程」という。）第53条の規定によると、文書の保存

期間の設定は、別に定める文書保存期間基準表を基準とし、かつ、法令等の定め、文書の効力、利用度、資料価値等を考慮して、文書の保存期間を定めるものとされている。

(4) 条例第7条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

(ア) 条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、学歴等に関する情報であり、個人に関連する情報全般を意味する。

(イ) 本号ただし書イは、個人情報に該当する場合であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しく、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。

「慣行として」とは、慣習法として法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。また、「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に管理されている情報をいう。

イ 該当性の判断

実施機関は、本件公文書に記載された役員等の現職名のうち、公務員である役員等を除く部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1項第1号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないとして非開示としている。

本件公文書は、本件法人の役員等の種別、氏名、現職名、就任年月日及び任期満了年月で構成されており、一纏まりの個人情報であることから、これらの情報は、本号本文に該当する。

このうち、実施機関が非開示とした情報は、通常一般に公にされている情報ではないことから、例外的に開示することが認められる本号ただし書に該当しないとする実施機関の説明は首肯できる。

しかし、本県では、委員会において公社等外郭団体の経営評価を実施し、

その結果を県のホームページにおいて公表しているところであり、当審査会が確認したところ、本件法人の経営評価結果において、専務理事及び常務理事の現職名が記載されていることが確認された。

よって、本件公文書に記載された役員等の現職名のうち、専務理事及び常務理事の現職名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報として条例第7条第1項第1号ただし書イに該当する。

(5) 本件文書1の不存在の妥当性について

実施機関は、本件文書1について、保存期間（5年）を経過したため廃棄したと説明している。

本件公文書は、実施機関が行った公社等外郭団体に対する調査に係る文書を特定したものであり、本件請求2についても、同様の調査に係る文書として、本件文書1が特定されるものと考えられる。

当審査会が確認したところ、実施機関は、文書管理規程第53条において定める「文書保存期間基準表」に基づき、本件公文書及び本件文書1について、「調査及び統計に関する文書」に該当するものとして、当該保存期間を5年と設定していることが確認された。

また、審査会が実施機関に保管されている公文書を見分したところ、本件文書1は存在しないことが確認された。

以上のことから、実施機関が本件文書1について、不存在を理由に本件決定2を行ったことは妥当である。

(6) 本件文書2の不存在の妥当性について

実施機関は、本件文書2について、作成も取得もしておらず存在しないと説明している。

当審査会が、本件文書2の不存在理由について、改めて実施機関に確認したところ、実施機関については、条例第37条第2項の規定に基づき、本件法人からの情報公開制度に関する一般的な相談に応じる場合はあるものの、本件請求に関しては、本件法人に対し問合せを行う必要がなかったことから、本件文書2は、作成も取得もしておらず存在しないとのことであった。

公社等外郭団体は、公社等外郭団体が保有する情報の自主的な公開について定めた条例第37条第1項の規定により、自ら情報公開規程を作成し、その規程に基づいた開示・非開示等の判断を行っていることから、基本的には、その判断を尊重しなければならない、実施機関が、公社等外郭団体の情報公開全てにわたり報告を求めることは適切とは言えない。

したがって、本件文書2について、作成も取得もしておらず存在しないと

する実施機関の説明は首肯できる。

また、審査会において、実施機関に保管されている公文書を見分したところ、実施機関の説明のとおり本件文書2は存在しないことが確認された。

以上のことから、実施機関が本件文書2について、不存在を理由に本件決定2を行ったことは妥当である。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当該主張は、実施機関が行った本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。